

厚生労働大臣の定めによる院内掲示

・組織図

令和8年8月1現在

病 院	長	守矢 英和	
副 院 長	寺島 孝弘	榑 健司朗	
看護 部 長	島根 容子		
副 看護 部 長	井上 直子		
事務 長	齋藤 公彦		

・入院基本料に関する事項

急性期一般入院基本料4（160床）
当病棟（HCU・回復期・障害者病棟を除く一般病棟）では1日に約20人以上の看護職員が勤務しています。
時間帯別の看護師の配置は以下の通りです。
08時30分～17時00分 看護職員1人当たりの受け持ち患者数：8人以内
16時30分～0時30分 看護職員1人当たりの受け持ち患者数：15人以内
00時30分～08時30分 看護職員1人当たりの受け持ち患者数：15人以内

・DPC病院に関する事項

当院は平成21年度より入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“DPC対象病院”となっております。
（基礎係数：1.0583 機能評価係数Ⅰ：0.2389 機能評価係数Ⅱ+救急補正係数：0.0836 合計：1.3808）

・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

当院は後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

・院外処方箋一般名処方について

当院では「院外処方箋一般名処方」での発行に積極的に取り組んでいます。一般名処方では処方箋を発行すると、保険薬局において銘柄によらず、有効成分が同一のどの後発医薬品も調剤可能となります。これにより、供給不安定な状況への対応も柔軟性を増し安定的な薬物治療を受けることができます。また、費用負担の安い薬剤を選択できるなどの患者様のメリットにつながります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

・入退院支援について

当院では、患者様が安心・安全・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続出来るように、入院早期に退院困難な要因を有する患者様を抽出し、退院支援を行っています。各病棟の退院支援担当は下記になります。

病棟名	病床数	当該病棟で算定している入院料	氏名	職種	氏名	職種
HCU	10床	ハグアネット入院医療管理料	木村 美保子	退院支援看護師	鈴木 裕太	社会福祉士
2階東病棟	28床	急性期一般入院基本料				
3階東病棟	24床	障害者施設等入院基本料	坂井 寿恵	入退院支援看護師	鈴木 裕太	社会福祉士
3階西病棟	43床	急性期一般入院基本料				
4階西病棟	46床	急性期一般入院基本料	君島 千尋	退院支援看護師	木村 美保子	退院支援看護師
4階東病棟	43床	急性期一般入院基本料				
5階西病棟	59床	回復期リハビリテーション病棟入院料	渡辺 香織（専従）	社会福祉士		

・食事療養に関する事項

当院は食事療養費（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。
当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、1食510円で適時（夕食については18時以降）・適温にて提供しております。
また、各病棟ダイニングは食堂としてご利用いただくことが可能です。

・明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。
明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申出ください。

・保険外負担に関する事項

当院は、以下の事項について、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。

・特別の療養環境の提供の実施	（別掲）	・CD画像コピー代（紹介状無の場合）	（5,500円）
・文書料金表	（別掲）	・薬剤の容器代	（44円）
・予防接種料	（別掲）	・LASER治療料金表	（別掲）
・診療券（再発行）	110円	・間歇スキャン式持続血糖測定器の使用	
・付添食	朝食：300円 昼・夕食：500円	FreeStyle リブレ2（センサー）	（7,000円）
・コインランドリー（3階・4階に設置）	200円（20分につき）	FreeStyle リブレ2（Reader）	（7,000円）
・乾燥機	30分（100円）		
・テレビ冷蔵庫使用料（日額制）	330円		
・多焦点眼内レンズを使用した白内障手術	（200,000円～400,000円）	（詳細は別紙参照）	

尚、上記以外の保険外負担に関する事項については窓口までお気軽にお問い合わせください。

厚生労働大臣の定めによる院内掲示

・医療安全管理者（専従者）

専 従 者：松本 理恵

令和8年8月1現在

当院では医療における患者様の安全管理を徹底し、患者様本位の質の高い医療を提供するため、病院全体として組織的に医療に係る安全管理および事故防止に取り組んでいます。

また、患者相談窓口を1階に設置しております。（別掲）

・医療安全管理体制について

医薬品安全管理責任者：高井 宏幸

医療機器安全管理責任者：武山 丞

法第6条の10及び新省令第1条の11第2項第2号（医薬品安全管理責任者）及び新省令第1条の11第2項第3号（医療機器安全管理責任者）を配置しています。

・初診料に係る費用の徴収

他の医療機関等からの紹介によらず、当院に直接受診した場合については、初診に係る費用として2,200円をお支払いいただきます。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等から紹介によらず来院した場合は、この限りではありません。

この費用は、病院と診療所の機能分担を推進する観点から、自己の選択に係るものとして、初診料を算定する初診に相当する療養部分についてその費用を徴収することができると定められたものです。

・入院特定療養費について

健康保険法などの規定により、180日を超える入院期間患者様の支払う医療費を1日あたり2,395円（税込）を一部負担金のほか、入院に関する費用（入院基本料）の一部として自己負担して頂いております。

（治療内容によっては、一定期間対象にならない期間がございます。）

・敷地内全面禁煙

健康増進法の定めにより、受動喫煙防止の為、敷地内での喫煙は禁止しています。